

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	数量又は金額	単位	前年同四半期比 (%)
酒類事業	527,777	KL	90.1
飲料事業	80,534	百万円	131.2
食品事業	21,483	百万円	98.7
その他事業	102	百万円	104.4

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 酒類事業の生産数量及び飲料事業、食品事業の生産高には、外部への製造委託を含めております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 当第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

(2) 受注実績

当社では受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額	前年同四半期比 (%)
酒類事業	168,702 百万円	93.9
飲料事業	79,801 百万円	126.5
食品事業	21,290 百万円	102.2
その他事業	14,326 百万円	103.6
合計	284,121 百万円	102.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
国分株	29,158	10.5	—	—

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 当第1四半期連結会計期間の国分株については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しました。
 5 当第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに認識した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日～3月31日）におけるわが国経済は、雇用環境の悪化など引き続き厳しい環境が続いているものの、政府の景気対策の効果などにより、一部に持ち直しの動きも見られました。

酒類業界におきましては、景気低迷による消費者の低価格志向を背景に新ジャンルは伸長したものの、ビール・発泡酒がともに減少したため、ビール類全体の課税出荷数量は前年同期比5.7%減となりました。

このような状況の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は2,841億2千1百万円（前年同期比2.4%増）となりました。また、利益につきましては、営業損益は24億5千8百万円の損失（前年同期比24億8千2百万円増）、経常損益は18億8千1百万円の損失（前年同期比10億5千5百万円増）、四半期純損益は4百万円の利益（前年同期比9億6千9百万円増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

酒類事業

酒類事業につきましては、“変革へ向かって、動く”をスローガンに掲げ、『アサヒスーパードライ』と『クリアアサヒ』を中核ブランドとして強化・育成するとともに、生産・販売体制の見直しなどによる収益構造改革を推進し、経営環境の変化に左右されない収益基盤の更なる強化に取り組みました。

（ビール・発泡酒・新ジャンル）

ビールについては、旗艦ブランドである『アサヒスーパードライ』の更なる育成に注力しました。売上の一部を47都道府県の環境保全や地域貢献に活用する“「うまい！を明日へ！」プロジェクト”第3弾を実施し、ブランド価値をさらに高めるための情報発信や販売促進活動を展開しました。

発泡酒については、『アサヒスタイルフリー』のブランド強化に積極的に取り組むとともに、『本生ドラフト』『本生アクアブルー』『アサヒクールドラフト』をクオリティアップするなど、既存ユーザーの満足度を更に高める活動に注力しました。

新ジャンルについては、拡大する新ジャンル市場の牽引役を担うブランドに成長した『クリアアサヒ』をクオリティアップし、「新ジャンル売上No.1」を目指して、更なるブランド強化を推進し、加えて、お客様の価値観の多様化に応えるべく、3月には『アサヒストロングオフ』を新発売するなど、市場の活性化にも取り組みました。

また、2月に開催されたバンクーバー冬季オリンピックのJOCゴールドパートナーとして、日本代表応援デザイン缶の発売や店頭販促の展開にも注力しました。

以上の結果、新ジャンルの出荷数量は前年を上回りましたが、ビールと発泡酒の出荷数量が市場全体の低迷などにより前年を下回り、ビール類トータルでは前年同期比7.3%減となりました。

(焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン)

焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワインの各カテゴリーについては、市場における存在感をさらに高めるべく、ブランドの育成・強化や収益性の向上に取り組みました。

焼酎カテゴリーにおいては、『芋焼酎かのか黒麹仕込み』のリニューアルを実施し、好調な芋焼酎市場におけるプレゼンスの向上に努めました。また、『大五郎』ブランドにおいては『大五郎ストロング』を発売し、ブランドの強化を図りました。その結果、焼酎トータルの売上高は前年同期比0.6%増となりました。

低アルコール飲料カテゴリーにおいては、販売が好調な『アサヒSlat (すらっと)』で2月に新フレーバー「すっきり白桃」を発売し、更なるブランド強化を図ると共に、新ブランド『アサヒチューハイ果実の瞬間』を3月に発売するなど、新たな市場の創出にも挑戦しました。しかしながら、基幹ブランドの販売が低調であったことなどにより、低アルコール飲料トータルの売上高は前年同期比7.8%減となりました。

洋酒カテゴリーにおいては、『ブラックニッカクリアブレンド』が33ヶ月連続で前年を上回る販売数量を達成するなど、国産ウイスキーの販売が好調に推移しました。また、『竹鶴21年ピュアモルト』が「ワールド・ウイスキー・アワード (WWA)」※1で世界最高賞を受賞するなど、『ニッカ』ブランドの品質が世界にも認められました。その結果、洋酒トータルの売上高は前年同期比2.6%増となりました。

ワインカテゴリーにおいては、国産ワインのグランデなどが伸張し、『酸化防止剤無添加シリーズ』とともに、『サントネージュ』ブランドの強化を図りました。また、輸入ワインでは、フランスワイン『ボルドー・バロン・フィリップ』を発売するなど、引き続き基幹ブランドの育成を図りました。しかしながら、お客様の低価格志向の影響などにより、ワイントータルの売上高は前年同期比9.0%減となりました。

※1. 英国のウイスキー専門誌「ウイスキーマガジン」が主催する、ウイスキーのみを対象とした国際コンテストです。

(国際酒類事業)

国際酒類事業につきましては、「青島啤酒股份有限公司」との提携を実現した「煙台啤酒青島朝日有限公司」の販売数量の増加などにより、中国ビール事業全体の販売数量は計画を上回る進捗となっております。また、昨年「青島啤酒股份有限公司」と締結した戦略的提携に基づいて、中国ビール事業の再構築を進めております。

アジア市場をはじめ中国以外の各地域でも、現地パートナーとの提携を強化することにより『アサヒスーパードライ』のブランド力の強化に取り組んでいます。また、米国市場で樽生容器の展開を本年から開始するなど、業務用市場の本格的な開拓を推進していることに加え、欧州市場でも戦略商品である「樽生」「スタイニー」などの展開を強化することで、海外における『アサヒスーパードライ』の販売は好調に推移しています。

以上の結果により、酒類事業の売上高は、前年同期比6.1%減の1,687億2百万円となりました。また、営業利益は、主に広告宣伝費及び販売促進費を中心とした固定費の効率化などにより、前年同期に比べ18億8千1百万円増加し、2億3千6百万円となりました。

飲料事業

(国内飲料事業)

国内飲料事業につきましては、「アサヒ飲料株式会社」が、『ワンダ』『三ツ矢サイダー』『十六茶』の基幹ブランドにマーケティング投資を集中し、継続的なブランド強化・育成を推進いたしました。1月に伸長する微糖缶コーヒー市場に『ワンダ一番ドリップ微糖』を新発売しました。また、本年の商品展開の中心コンセプトとなる「ゼロを基軸とした『健康ファクト』と『おいしさ』の両立」の商品提案として、2月にカフェインゼロの『十六茶』、3月には『三ツ矢サイダーオールゼロ』をリニューアル発売しました。しかしながら、景気低迷により自動販売機の売上が低迷したことなどにより、同社の売上数量は、前年同期比1.6%減となりました。

(国際飲料事業)

国際飲料事業につきましては、中国の「康師傅飲品控股有限公司」の販売が、お客様の購買意欲向上を目的とした消費者キャンペーンの実施などにより好調に推移しています。また韓国の「ヘテ飲料株式会社」では、収益構造改革を継続するとともに、基幹ブランドの再構築などに取り組みました。

昨年に完全子会社となった「SCHWEPPE AUSTRALIA PTY LIMITED」ではブランド強化のための投資と新たなチャネル開拓を進めるとともに、安全・安心を担保しながら生産面、物流面において大胆な効率化を推進することで事業基盤の強化を図りました。

以上の結果、飲料事業の売上高は、昨年4月に買収した「SCHWEPPE AUSTRALIA PTY LIMITED」の業績が上乗せになったことなどにより、前年同期比26.5%増加の798億1百万円となりました。営業損益は、アサヒ飲料株式会社の減収などによる影響で、前年同期に比べ1億6千4百万円減少し、27億5千6百万円の損失となりました。

食品事業

食品事業につきましては、「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」において、ミント系錠菓『ミンティア』やサプリメント『ディアナチュラ』等の主要商品が、前年同期比2桁増を達成したことに加え、ダイエットサポート食品『スリムアップスリム』も大幅増となったことなどにより、同社の売上高は、前期に引き続き好調に推移いたしました。

また、「和光堂株式会社」においては、主力のベビーフードでレトルトパウチ食品『グーグーキッチン』や幼児向けおやつ『すまいるぽけっと』が引き続き好調に推移し、ベビーフード全体でも売上を拡大することができました。

「天野実業株式会社」は、通信販売事業の売上高が、積極的な広告宣伝を実施したことにより前年同期比3割増となったことに加えて、流通販売事業で『にゅうめん』『瞬間美食カレー』『ぜんざい』『甘酒』などの新しいジャンルの成長が上乗せになったことで、売上高を順調に拡大することができました。

以上の結果、食品事業の売上高は、前年同期比2.2%増加の212億9千万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ4億3千5百万円増加し、8千7百万円となりました。

その他事業

外食、卸等その他事業におきましては、ほぼ計画通りに推移し、売上高は前年同期比3.6%増加の143億2千6百万円となりました。一方、営業損益は前年同期に比べ8千8百万円減少し、5億9百万円の損失となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて747億4千9百万円減少しております。これは、主として当社の売上高が季節により大きく変動することによるもので、第1四半期の売上高規模は最も小さいため、売上債権が最も多い会計年度末に比べ大幅に減少することによるものです。

(なお、売上債権の前第1四半期連結会計期間末との比較では0.9%増程度の差であり、異常値ではありません。)

負債は、前連結会計年度末に比べて730億1千9百万円減少しております。これも、主に季節要因にかかるもので、第1四半期の売上高規模により未払酒税や買掛金などが期末に比べ大きく減少することや法人税の支払による未払法人税等の減少などによるものです。一方で第1四半期は、支出超過傾向となるため、金融債務（短期借入金、1年内償還予定の社債、コマーシャル・ペーパー、社債、長期借入金の合計）は前連結会計年度末に比べ増加しております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ17億2千9百万円減少しております。これは、株式市況の回復に伴うその他有価証券評価差額金が増加したものの、配当金支出により利益剰余金が減少したことなどによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の40.0%から42.1%に増加しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は169億7千万円となり、前連結会計年度末に比べて11億1千1百万円減少しております。

営業活動によるキャッシュ・フローは183億2千5百万円の支出となりました。これは、主に第1四半期は売上高が最も少ない時期で事業収入が少ない一方で、売上規模の大きい会計年度末に計上した未払酒税など債務の支払や法人税の支払など支出項目が多いという季節的な要因によるものです。前年同期比では、法人税の支払額が増加したものの、主に税金等調整前四半期純利益及び減価償却費等の増加、売上債権の増減による資金の流入、配当金の受取額の増加等により93億4千3百万円の支出減となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得や投資有価証券の取得などの支出を行い、111億7千6百万円の支出となりました。前年同期比では、主に投資有価証券の取得による支出の減少等により78億1百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、282億4千5百万円の収入となりました。これは、主に配当金の支出や営業活動及び投資活動の支出資金を短期借入金などで調達したことによるものです。前年同期比では、主に短期借入金の調達額が減少したこと等により254億4千7百万円の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

①基本方針の内容（概要）

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価値の源泉である“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならぬと考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

②基本方針実現のための取組み（概要）

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「自然のめぐみを、食の感動へ。『世界品質』で信頼される企業を目指す。」という「長期ビジョン2015」を設定し、それを達成するために本年から「中期経営計画2012」への取組みを開始いたしました。

「中期経営計画2012」では、企業価値向上のために、強みである“ものづくり力”を更に強化するとともに、製品、経営、人材など企業活動すべての品質を世界で通用するレベルに高め、既存事業の収益性向上を柱に、新たな成長軌道の確立を目指していきます。

また、同時にコーポレートブランドステートメントを「その感動を、わかちあう。」と制定し、グループ企業全体でお客様、社会にご提供する価値を明確にいたしました。

当社ではグループ経営理念に規定されている企業としての存在意義に基づき、コーポレートブランドステートメントで示したグループとしての提供価値を追求し、上記「長期ビジョン2015」の達成に向けた「中期経営計画2012」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

また、当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能しやすい体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、第83回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年2月8日開催の当社取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の更新を決議し、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において、本プランの更新につき承認を得ております。

本プランは、以下のイ．又はロ．に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

イ．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

ロ．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求めます。その後、当社の定める書式により買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。当社は、買付説明書の内容を経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供し、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。独立委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の

無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は本プランに定める発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランの有効期間は、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

なお、本プランにおいて、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にごに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、①に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、②(b)に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a)株主意思を重視するものであること

- イ. 本プランは、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において承認されたこと。
- ロ. 有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。
- ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映させることが可能であること。

(b) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、又は当社が独立委員会規則に定める要件を満たす有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任した3名以上の委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が上記規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断（勧告）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(c) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、20億9千6百万円でありま
す。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。